記入例

(防火・単一権原用 (共同住宅))

				①届出日を記入	
別記様式第1号の2(第3条、第51条の8	②「川崎市消防長」と記入				
消防計		③「防火」「防災」のうち、該当			
	年〇〇月〇〇日	するものの□印にレ点を付け			
2				る。	
川崎市消防長 殿	③ ☑防火			4防火防災管理者の現住所、氏	
	□防災 □防災				
		川崎市〇〇区〇〇町〇一		⑤事業所の管理について権原	
	<u>佳</u>	f ●●マンション OOC)号室	を有する者の氏名を記入	
	氏名川崎太郎				
(3)				法人の場合は名称、役職及び代表者氏名	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	別添のとおり、管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。				
管理権原者の氏名	M************				
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)	5 型事長 ○○ ○○			7防火対象物(又は建築物その	
防火対象物 又は の所在地	6			他の工作物)の名称を記入	
建築物その他の工作物	,			8防火対象物(又は建築物その	
防火対象物 又は の名称	(7) APRIL 27			他の工作物) の管理権原が複数	
建築物その他の工作物	●●マン :		に分かれている場合、届出をす		
(変更の場合は、変更後の名称)				る事業所の名称を記入し、入居	
複数権原の場合に管理権原 に属する部分の名称	8			する階を()内に記入	
(変更の場合は、変更後の名称)				9別紙を参照し、防火対象物	
防火対象物 アは の用途*1			10	(又は建築物その他の工作物)	
建築物その他の工作物	9 共同住宅	令別表第1*1	(5)項口	の用途を記入	
(変更の場合は、変更後の用途)				※防火対象物(又は建築物その他の工作物)の	
(変更の場合は、主要な変更事項)	その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)				
受 付 欄*2		経 過 欄※2		する事業所の用途を記入	
				⑩別紙を参照し、前⑨に該当す	
				る消防法施行令別表第一の項	
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業				及びイ、ロ等の区分を記入	
2 □印のある欄については、該当	①特記事項がある場合は記入				
3 ※1欄は、複数権原の場合にあ 4 ※2欄は、記入しないこと。	(変更届出の場合は、主な変更				
T AND INTERNATIONAL CO.				事由を記入)	
				(例)消防計画の内容変更	

【防火対象物の用途】

令別表第1

項	別								
1項		劇場・映画館・演芸場・観覧場							
垻		公会堂·集会場							
	ト	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの							
		遊技場・ダンスホール							
2項	$^{\prime}$	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防							
		火対象物の用途に供されているもを除く。)その他これらに類するものとして総務省令(規則5-1)で定めるもの							
	_	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を							
		営む店舗で総務省令で定めるもの							
3項	_	待合・料理店その他これらに類するもの ************************************							
1		飲食店							
\vdash		百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場 旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの							
5項	_	寄宿舎・下宿・共同住宅							
		次のレデわけませいよく 宇陀							
		(水災系生時の延轉を抑制する (;) 砂原件名中に特定砂原件名(内件、登形外件、サバビサナーション科での他の総務省市で定							
		(人) (1) というには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ							
		- ^^ A ~とができる休制を有するは							
		のとして総務省令で定めるもの (ii) 医療法(昭和23年法律第205号) 第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定 を除く。)							
	イ	を除く。)							
		(2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 診療科名中に特定診療科名を有すること。							
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有							
		(4) 「ようりを対している。 (4) 「ようないはないない。 (4) 「ようないはないないない。							
	\vdash	(4) <u>患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</u> 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規							
		定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当す者(以下「避難が困難な要介護者」と							
		によって、							
		(1) 介護老人保健施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定							
		する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第6項に規定する							
		認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの							
		(2) 救護施設							
	ш	(3) 乳児院							
6項		(4) 障害児入所施設							
0-3		障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障							
		害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令							
		(5) で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。)を主として入所させるものに限る。)又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに							
		限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)							
	\vdash								
		(1) 定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。) その他これらに類するものとして総務省令で定める							
		100 to 0							
		(2) 更生施設							
		助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和22年							
	$^{\prime}$	(3) 法律第164号)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類する							
		ものとして総務省令で定めるもの							
		児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定 (4)							
		「する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常							
		生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規							
		(5) 定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生							
		活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)							
		幼稚園又は特別支援学校							
		小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの							
87		図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの							
9項									
		イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 (旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)							
		車両の停車場又は船舶者しくは航空機の発育場 (旅各の業降又は付合いの用に供する建築物に限る。) 神社・寺院・教会その他これらに類するもの							
12項		映画スタジオ又はテレビスタジオ							
13項		自動車車庫又は駐車場							
		飛行機又は回転翼航空機の格納庫							
16項	7								
	Ι	1 1 に拘りる後音用述的欠対象物以外の後音用述的欠対象物 項 地下街							
		神性性の地域 (10の0万) 押リビスよののな場よがく トマま体1 マルデザレア1 マボルトとしょよの1 サギルデザしょん1 リよよの (1万)							
160	(3月	項(産業物の地間(1600名頃に掲げるものの名間を除く。) て連続して地下道に固して成りられたものと当該地下道とを目がせたもの(1547) 「154項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象の用途に供される部分が存するものに限る。)							
17	17項 文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等								
		* に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物							
18		延長50メートル以上のアーケード							
		市町村長の指定する山林							
20	<u>項</u> 老	総務省令で定める船車(規則5-2)							

備考

- 考 ☆ 特定用途防火対象物は、(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対 象物をいう。(法17の2の5) ☆ (16の3)項は、通称「準地下街」といわれている。

消防計画

共同住宅の名称を記入してください。

(目的)

第1条│この計画は、消防法(以下「法」という。)第8条第1項に基づき、

●●マンション (以下「当該共同住宅」という。)の防火管理業務等についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 当該共同住宅に居住又は出入りする全ての者
 - (2) 防火管理業務を受託している者
- 2 管理権原の及ぶ範囲は、当該共同住宅部分において、この計画を適用するものである。

(管理権原者)

- 第3条 管理権原者は、当該共同住宅の防火管理業務について、全ての責任を持 つ。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正 に遂行できる権限を持つ者を、防火管理者として選任して、防火管理業務を行 わせる。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。
- 5 管理権原者は、自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火管理者)

- 第4条 防火管理者は、防火対象物の管理権原者の指示と当該消防計画に定める 内容に基づき、業務を実施する。
- 2 防火管理者は、この計画の作成及び実施についての全ての権限を持ち、次の 業務を行う。
 - (1)消防計画の作成及び変更
 - (2) 自衛消防の組織に係る事項
 - (3)消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
 - (4) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
 - (5)火災予防上の自主検査・点検の実施と監督
 - (6)消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及びその立会い
 - (7) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
 - (8) 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - (9) 収容人員の適正管理
 - (10) 居住者に対する防災教育の実施
 - (11)管理権原者への提案や報告

(12) 放火防止対策の推進

(防火管理業務の一部委託) [<mark>該当 ・ 非該当</mark>]

- 第5条 管理権原者は、委託を受けて防火管理業務に従事する者(以下「受託者」という。)と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を<u>別紙</u>に定める項目に基づき、自己チェックする。
- 2 受託者は、この計画の定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(消防機関との連絡)

- 第6条 管理権原者等は、次の業務について消防機関への報告、届出及び連絡を 行う。
 - (1) 防火管理者選任(解任)届出 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したときに管理権原者が届け 出ること。
 - (2)消防計画作成(変更)届出

消防計画を作成したとき、又は次に掲げる事項を変更したときに防火管理者が届け出ること。

- ア 管理権原者又は防火管理者の変更
- イ 自衛消防の組織に関する事項の大幅な変更
- ウ 用途の変更、増築、改築、模様替え等による消防用設備等・特殊消防 用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造に関する 事項の変更
- エ 防火管理業務の一部委託に関する事項で次に掲げる内容の変更
- (ア)受託者の氏名及び住所
- (イ) 受託方式
- (ウ) 受託者の行う防火管理業務の範囲
- (エ) 受託者の行う防火管理業務の方法
- (3)消防訓練実施の通報 第21条による。
- (4)総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書を3年に1回、管理権原者及び防火管理者が確認した後、報告すること。
- (5) その他

建物及び諸設備の設置又は変更を行うときは、事前に連絡するとともに、 法令に基づく諸手続きを行うこと。

(居住者が行う防火管理対策)

- 第7条 居住者は、各自の責任において次の対策を行うものとする。
 - (1) 住戸内の火気管理を徹底し、火災予防に努めること。
 - (2)玄関防火設備の閉鎖機能を維持管理すること。
 - (3) バルコニーには、火災の延焼拡大要因となる多量の可燃物を置かないこと。また、隣接住戸との仕切板部分等には避難の障害となる物品等を置かないこと。
 - (4) バルコニーの隣接住戸との仕切板の破裂が容易でない場合は、破壊用の 器具を備えておくこと。

- (5)廊下及び階段等避難に使用する共用部分には、避難の障害となる物品等 を置かないこと。
- (6)消防用設備等の周囲には、操作の障害となる物件を置かないこと。
- (7) 設置された消火器は、みだりに移動させないこと。
- (8)暖房用燃料の灯油等は、密栓して保管すること。

(消防用設備等の法定点検)

- 第8条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して行う。
- 2 防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(点検検査結果等の記録及び報告)

第9条 防火管理者は、第6条及び第8条の関係の資料等については、編さんし 保管する。

(不備欠陥事項の改善)

- 第10条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理 権原者に報告し改修する。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものにつ いては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

(工事中の安全対策)

- 第11条 防火管理者は、工事中の安全対策を樹立するとともに、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。
 - (1)溶接·溶断等、火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して、 消火できる体制をとること。
 - (2)工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
 - (3) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期に防火管理者に報告させること。
 - (4) 危険物等を持ち込む場合には、防火管理者の承認を受けること。
 - (5) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
 - (6) その他防火管理者の指示すること。

(臨時の火気使用等)

- 第12条 当該共同住宅内共用部分で、次の事項を行おうとする者は、防火管理 者に事前に連絡し、承認を得る。
 - (1) 指定場所以外での喫煙又は火気を使用するとき。
 - (2) 各種火気設備器具を設置又は変更するとき。
 - (3)催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
 - (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき。
 - (5) 模様替え等の工事を行うとき。

(放火防止対策)

第13条 放火防止のために、次のことを守るよう居住者に呼びかけるものとすること。

- (1) 当該共同住宅の共用部分及び敷地内の整理整頓に努めること。
- (2) 駐車場に駐車する車両は施錠すること。
- (3) 駐車場で使用する車両のボディカバーは、防炎製品とすることが望ましい。
- (4) 物置及び倉庫等の施錠を励行すること。
- (5) 挙動不審者を見かけたら、警察、防火管理者、各居住者等に連絡すること。
- (6) ゴミ類は、ゴミ収集日の朝にゴミ集積場に出すこと。

(火災が発生した場合の行動)

- 第14条 火災を発生させた者又は火災を発見した者は、大声で周囲に知らせる こと。
- 2 消防署への通報は、火災を発生させた者又は火災の発生を知った者が協力して行うこと。
- 3 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行うこと。
- 4 玄関からの避難が困難な場合は、バルコニーの仕切板を破壊して隣接住戸から避難すること。
- 5 避難誘導は、居住者がお互いに協力して行うこと。
- 6 避難する場合には、エレベーターは使用しないこと。

(震災への備え)

- 第15条 非常用食料、飲料水、衣類、携帯ラジオ、懐中電灯及び医薬品等は各居住者が準備すること。
- 2 各住戸内の家具の転倒、物の落下や散乱がないように、転倒防止措置をはじめ必要な措置をとること。
- 3 廊下階段等の共用部分については、常に整理整頓し、避難に支障のないよう にすること。

(震災時の行動)

- 第16条 地震に関する警戒宣言が発令された場合は、火気の使用停止又は火気 の使用を監視すること。
- 2 地震が発生した場合は、まず身の安全を図ることを第一とし、火気の使用を 停止する。
- 3 避難場所への避難は、関係機関からの指示又は被害の状況等から判断し、開始すること。
- 4 避難する際は、各住戸のブレーカーを遮断すること。
- 5 避難は、身の安全を図りながら広域避難場所 (●●公園) まで原則、全員徒歩で行うこと。
- 6 火災が発生したり、負傷者が出た場合は、居住者がお互いに協力して消火及 び負傷者の救護にあたる。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第17条 防火管理者は、地震発生時に人命に危険を及ぼす可能性が高い場合に あっては、倉庫、避難通路、出入口等の収容物等の移動・転倒及び落下防止に 努める。 (避難施設・建物損壊への対応)

第18条 防火管理者は、避難施設の損壊に備えて、避難経路を確保するため、 防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況等を確 認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の 解錠方式を確認する。

(管理権原者の教育)

- 第19条 管理権原者は、常に防火に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防災講演等、消防機関等が実施する防火関連行事に定期的か つ積極的に参加する。

(防火管理者等の教育)

- 第20条 防火管理者は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心がける。
- 2 管理権原者は、防火管理者等に対して、消防本部及び消防署を置く市町村に おいて実施する講習及び再講習を受けさせる。
- 3 防火管理者は、防火に関する講習会等に定期的に参加するとともに、居住者 に対する防火講演等を随時開催する。

(訓練の通知)

第21条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ 「消防訓練実施計画報告書」により所轄消防署へ届出する。また、訓練を実施 した結果は「消防訓練実施結果報告書」により所轄消防署へ届出する。

(消防訓練)

実施予定を記載してください。

- 第22条 居住者は、当該共同住宅で実施する消防訓練及び地域で開催される自 主防災訓練等に積極的に参加する。
- 2 居住者は、消火器を用いた消火訓練を積極的に行うこと。
- 3 消防訓練は、毎年 10¹ 月頃に実施すること。

防火管理業務の一部委託状況表

(○○年○○月○○日現在)

防火対象物名称		名称	●●マンション	再受託者の有無			
管理権原者氏名			00 00	無し			
防火管理者氏名 ○○ ○○			00 00	□ 一部有り □ 全部			
	の氏名及						
〔法人	にあって	は名称及	及び主たる事務所の所在地〕	受託者が再委託する場合記入			
	住	所(所在 話 事 務 話 番 話 世当者記 修了証番	号 ILOO(OOO)OOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOOO				
受託	常駐方式	範囲	 ✓ 火気使用箇所の点検監視業務 ✓ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ✓ 火災が発生した場合の初動措置 ✓ 初期消火 ✓ 通報連絡 ✓ 避難誘導 □ その他(✓ 周囲の可燃物の管理 ✓ その他(定期的な巡回) 	□ 同左 □ 同左 □ 同左 □ 同左 □ 初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他() □ 同左 □ その他()			
		方	常駐場所 1階管理人室 常駐人員 1人				
者の行		法	委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯				
行			□ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務	□ 同左			
う 防 火	・防火管理業務を第三者に委託する場合に限り添付してください。 ・委託する場合は委託内容に応じた箇所にチェックを入れてください。						
管	方	21		□ その他()			
理業務の範囲	式	方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯				
	遠		□ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□ 火災が発生した場合の初動措置□初期消火□通報連絡□その他(○力□ その他(可りり	□ 同左□ 同左□初期消火 □通報連絡□その他()□ その他()			
	式	法	到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯				